

慶應義塾大学学術情報リポジトリ  
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	舊民法(財産編・財産取得編前半・債権擔保編・證據編) 審査元老院會議筆記
Sub Title	Senatorial reports of discussions on Japanese civil code of 1890
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.12 (1954. 12) ,p.56- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19541215-0056">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19541215-0056</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 舊民法

(財產編・財產取得編前半)  
審查元老院會議筆記

資料

手 塚 明豊

## 解題

周知のことく舊民法は二回に分けて公布されている。すなわち明治二十三年四月二十一日に公布されたのは、財產編、財產取得編の前半、債權擔保編、證據編であり、同年十月七日に公布されたのは、財產取得編の後半、人事編であつた。これらは、それぞれ元老院と樞密院の審議を経たものであるが、從來の民法編纂史研究においてもつとも不明の多い箇所は、これら兩院における審議狀況である。星野通博士の「明治民法編纂史研究」「民法典論争史」「小早川欣吾教授の「舊民法典編纂過程と舊民法典に對する論争に就いて」(續明治法制叢考所收)、石井良助博士の「明治文化史2法制編」等においても、この點に關してはきわめて簡単な記述がなされてゐるにすぎない。兩院の審議に關する公式記録が、一般的に明らかにされていない今日、止むをえないことであろう。最近、私は拙稿「明治二十三年民法における戸主權」において、前掲十月七日公布の部分

に關する元老院の審議狀況の一端をやや詳しく述べたが(本誌第二號四〇頁)、これも勿論、公式記録を資料としたものではなく、主として當時の議官村田保の手記によつたものである。この論文執筆の際、私は元老院のみならず樞密院の記録も極力探索したが、殘念ながら私の希望は達成されなかつたのである。しかし、この探索の途中、私は計らずも、前掲四月二十一日公布の部分に關する元老院および樞密院の會議記録を披見する機會を得た。民法編纂史研究において正に待望の資料と思われるので、兩記録を本誌に覆刻、發表することにし、今回は紙數の關係上、まず元老院の部分だけを掲載することにした。

原本は刊本「元老院會議筆記」の一部である。「元老院會議筆記」は、その當時活字本として政府部内に配布されたもののようにあります。今日でも各所に所蔵されている。しかし、その多くは明治十七八年頃までの分を所蔵するにとどまり、明治二十年以降の分まで完全に活字本が揃つているのは(元老院廢止前の數カ月)、私の知る限りではわずかに内閣文庫のみである。このように、民法審査の元老院會

議筆記が比較的せまい範囲にのみ流布しているにすぎないことは、それがこれまでの學者の研究に洩れた最大の理由であろう。本稿は内閣文庫所藏本を臺本にして覆刻したものである。覆刻、發表を許可された同文庫の御厚意に對しては、ふかく感謝の意を表したい。

○

明治二十一年十二月二十七日、民法草案中、財產編、財產取得編前半、債權擔保編、證據編は法律取調委員會の審議を終了し、山田顯義委員長から黒田内閣總理大臣に提出された。翌年一月二十四日、内閣はこれを商法及び裁判所構成法草案と共に元老院の議に付した。條約改正の必要から、早急な法典編纂をせまられた政府は、その際、山田法相の提議にもとづき、逐條審議を取りやめ大體の可否を決するよう、總理大臣の名で奉勅命令を元老院に下達したのである。この下達をうけた元老院は、柳原副議長の命により（大本病氣引）三浦安、細川潤次郎、井田譲、楠本正隆、他一名の五議官を委員として「大體可否會議假規則」を三月四日に制定し、以て民法他二法典の審議に備えたのである。

かくして三月七日に開かれた元老院本會議は前掲假規則にもとづき「大體可否會」とされ、各法典の審査委員が互選された。本資料の前半はこの日の會議筆記である。會議においては、加藤弘之、津田眞道等の有力な議官から奉勅命令に對してかなりの不満が表明されたにもかかわらず、それに賛成するもの僅か四名餘の少數にとどまり、三十七名の壓倒的多數で委員選出を決定したことに注意すべきであろう。

本資料中、楠本正隆の發言中に「中略」としたのは、彼が審査委員として修正に參與したときの事情をくわしく説明した重要部分であるが、この部分は明治二十四年の法學協會雑誌第一號に「法典斷行ノ意見」と題し「左ノ一篇ハ民法審査委員タリシ本會會員楠本正隆氏ガ一昨年新法典草案ノ舊元老院ニ提出セラル、ニ際シ諸官諸氏ノ参考ニ供センガタメ同僚集會ノ席上ニ於テ演説セラレタル大意ヲ筆記シタルモノナリ。今請フテ本誌ニ登録ス。」との前書きが付されて、その全文が掲載され（同誌三五）さらに星野通博士編「民法典論筆資料集」下卷（七年刊）にもそのまま覆刻されているので（三五頁）、

省略したものである。それは單に元老院議官の意見書ではなく、實際上は審査委員會の本會議に對する審査報告書ともみるべきものであるから、きわめて重要な資料といわねばならない。それでは、元老院審査委員會において、どのような修正が行われたのであらうか。楠本の前記發言中には次のような説明がある

(前掲下巻三七頁)。

本官等之ヲ調査スルニ當リテハ苟モスルコトナク、十分ニ研究ヲ遂ゲ十分ニ修正ヲ加ヘタリ。今又試ニ調査修正ノ概況ヲ陳ブレバ、此ハ無効ト認メテ削除セシモノ前後十九條、又諸項ノ變更改刪三十一及ビ條ノ前後ヲ改ムルモノ三、意義ノ修正百十三、必要ノ條ト認メテ新ニ挿入セシモノ十一ニシテ、而シテ其不明ヲ改メ文章ヲ整ヘ前後照應ヲ正シ、彼是ノ推測ヲ均シケンシモノノ如キハ前後四百五十餘ナリ。就中相續取得篇ノ如キハ大ニ固有ノ慣習ヲ傷フ。故ニ財產相續ニ關スルモノ凡ソ一千條ハ斷然之ヲ撤去スルモノトシ、他ニ牽連シタルモノハ悉ク之ヲ削除シ、其是トシテ存スルモノ實ニ一千三百二十八條ニ過ギズ。

また「憲法雜誌」第二十號(月二十五日)には、次のような記事もある(貢)。

財產編にて削除せしは百三十九、百四十四、百六十四、四百四十一の四條にて、項の變更改刪は十二、條の挿入は百六十八、二百一十二、四百六十七、五百十三、五百六十五、五百六十九の六條なり。而して意義の修正は二十七、字句の修正は二百もありたりとか。所得編にては條の削除十二より十八迄、新設せしは十二条の一條なり。其他項の削除二にて項の變更意義の修正九にて、

字句の修正は百八なりとぞ。擔保編には、六十二、八十三、八十九、九十三、百五十四、百八十、百八十一、百九十二の八ヶ條にて、條の新設は百七十二と百七十三となり、項の削除八、項の挿入三、意義の修正十四、字句の修正百十九なりとす。證據編には百十一條及び末尾の附則を新設し、百四十三、百四十四、四百四十五條を前後し、九十七、九十九、百三十の三項を新設し、六十五、百十八の二條を削り、六十三の意義を修正し、二十三の字句を修正したりと云ふものあれども信偽は知らず、唯之を可決して其筋に呈出したることは其實なるべし。

楠本のいう「一千條」「撤去」は、數字の誤りではないかと思われるが、ともかくかなりの修正加除が行われたことだけは、確實な事實とみていい。最初、元老院に回付せられた各編の條數は、二十二年一月三十日の朝野新聞によると、財產編五六九條、財產取得編二九一條、債權擔保編三一四條と傳えられるが(證據編は不明)、この條數が正しいかどうか、他にそれを裏付ける資料を見出しえないのでわからぬ。また審査委員會通過案も、楠本は「一千三百二十八條」というが、二十二年八月一日の東京日日新聞によると、財產編五六九條、財產取得編二九一條、證據編一六六條、債權擔保編三一四條、合計一三四〇ヶ條としているので、一二ヶ條のくいちがいがある。法律取調委員會の最終決定案はわち最初の元老院提出案と、審査委員會通過案及び最後の元老院通過案、この三案の條數及び内容こそ、大方の識者の御教示をえたい點である。これが判明すれば、審査委員會における修正の内容もおのずから明らかになるわけである。

○

元老院を通過した民法典は、約八ヵ月を経て翌二十三年三月十一日と二十五日に樞密院の審議に付され、四月二十一日法律第二十八號として公布された。ところが、この八ヵ月の間に、政府は元老院通過案に若干の點で修正加除を行つたようである。前述のごとく審査委員會通過案は一三二八ヵ條あるいは一三四〇ヵ條と傳えられ、且つ最後の元老院通過案も正確な條數は不明であるが、公布されたものが一三一九ヵ條（財産編五七二條、財産取得編二八五條、債權擔保編二九八條、證據編一六四條）であつたことから推測すると、むしろ政府は全體的には若干の條文を減じたのではないかと思われる。それはともかく、元老院通過案を修正して公布した以上、當然そこに元老院の検視の問題が生ずる筈である。

民法公布直後の四月二十七日の朝野新聞は次のように報じてい

る。

去る二十一日を以て發布ありたる民法及民事訴訟法は頃日元老院の検視に付する筈にて既に之を同院に送付したる趣なるが、議官諸氏にてすら其檢視に付するを怪める程なりと云へば、世人は容易に之を知り難かるべけれど、同法は元老院、樞密院を通過したる後、内閣に於て文字を修正し間々項目を追加したるものありて原案を變更せし廉、妙からざるより斯くは檢視に付することとなりと云ふ。

元老院通過後、公布までは前述のごとく相當の期間があるが、樞密院通過後、公布までは約一ヵ月にすぎず、殊に公布の勅語の日付

は三月二十七日であるから樞密院會議後わずか二日目である。この點からみると、元老院通過後の修正は、時間的に十分可能であるが、樞密院通過後の修正は、おそらく行われなかつたものと思われる。いいかえると、樞密院審議案は公布された法典そのままであり（樞密院は修正は行わ）、前掲朝野の記事に、樞密院通過後にも修正が行われた（院ではなかつた）とするのは、誤報であると、私は考えたい。

さらに五月八日の朝野新聞にも、次のような記事がある。

民法草案がさきに法律取調委員及び元老院の議を経て内閣に在りし時、當局者は文字を修正し又は項目を追加などして發布せしより、頃日終に元老院の檢視會に付せし趣なるが、元來議決後の法案を行政官の隨意に修正するは甚だ怪むべき次第ならざるにあらねど、今日の有様にては如何ともすべきなきが如し、……官海の或部分には非常に激昂せる向もある趣なり。

この檢視會は、五月二十一日に開かれたが、何故か會議の途中で中止されたものとのようである。この模様を五月二十三日の同じく朝野新聞は次のように報じている。

元老院では一昨二十一日民法其他の檢視會を開き村田議官の演説中、議長は只今内閣より民法中に正誤を要する廉ある趣申來りたるにより檢視會を中止すと、同議官の演説を差止め追て開會を通牒すべしとて一先解散したる由、内閣より申來りたる正誤とは抑も何事なるか、固より之を知る由なれど、檢視會を延會したるは元老院設置以來未曾有のことなりといふ。村田議官演説の趣旨は何等の點にありしか、もれ聞くを得されど、氏は豫て民法を不備不明なりとし且つ其抵觸の廉あるを論難し居るやの

趣なれば、當日の演説も矢張其等の點に在りしならんといふ。

また、五月二十五日の讀賣新聞にも、次のような記事がある。

元老院に於ける民法の檢視會は内閣より正誤の廉あるに付き且く中止したり云々とは、去日二三新聞に掲載せる處なりしが、今我社に於て聞く處に據れば、右は内閣より中止を申込たるにあらず、曾て法律取調の事に從事せる村田議官が民法中不都合なる廉々を指摘し、且つ其取調の當時屢々調べて屢々變更し、而して更に調査するに不都合の廉續々顯はれ、幾度稿を代るも遂に完全の域に達せず、故に大體見切を附けて調査完結し内閣及び樞密院に回附したるも、今亦た此稿に接するに斯くの如き不都合多し。是等不都合なる大部の法律を倉卒に議するは國家の立法部たる元老院に於ては如何あらんかと發言せしより、賛成者多く、議院の議題となりたる折柄、内閣委員より幸ひ同法中正誤すべき箇條もあれば暫く延期せられたしと申込みたる故、遂に充分精査を遂ぐる迄延期することになりたるなり。

法律取調委員會以來、舊民法草案に對するはげしい反對派であつた村田保護官が、檢視會においても、檢視案に對してするどく反撥したことは想像に難くない。それに同調する議官もまた少くなかったであろう。事の重大化に驚いた政府委員が、法案の誤植を理由にして檢視會の延期を申出でたというのが、おそらく眞相であろう。

この時、延期された檢視會がその後再開されたものかどうか、この點も遺憾ながらそれを確むべき資料を見出しえない。多分、檢視會は再開せられざるまゝやむやの裡に葬り去られたものであろう。とすれば、政府の採つた處置は、たゞ不完全なものではあつたに

もせよ一種の立法機關として存在した元老院を全く無視した不合理的な態度であつたといわねばならない。そして法典爭議の遠因の一つはここにあつたものというべきである。

註 元老院の檢視については、拙稿「明治二十三年民法における戸主權」(二) 本誌第二七卷六號四五頁—四六頁參照。

## 凡 例

(一) 覆刻は、なるべく原本通りにすることに努めたが、印刷の便宜から通常使用しない字體は若干改めた。例えば「は」は「ト」に、「ヰ」は「トキ」に、「ヰ」は「トモ」に改めた。

(二) 明らかに誤りと思われる箇所もそのままにし(マ・)と附記した。後記 資料の轉寫その他について、慶大大學院學生向井健君の援助をうけた。記して其の勞を多とする。

## 元老院會議筆記

第六百四十四號議案 民法

第六百五十五號議案 民法

第六百六十六號議案 民法

帝國裁判所構成法

明治二十二年三月七日 大體可不

議長代理 細川潤次郎

出席議官

一番	福原 實	町田久成
二番	中島永元	岡内重俊
三番	三浦 安	細川潤次郎
四番	柳 楠 悅	二十五番
五番	渡邊 駿	二十九番
六番	林 友幸	三十一番
七番	西 周	三十五番
八番	壬生 基修	四十番
九番	西川潤次郎	四十二番
十番	長岡護美	四十六番
十一番	田邊太一	四十九番
十二番	細川潤次郎	五十四番
十三番	金井之恭	五十六番
十四番	野村素介	五十九番
十五番	岩村定高	六十一番
十六番	田邊太一	六十六番
十七番	金井之恭	六十八番
十八番	野村素介	七十二番
十九番	伊丹重賢	七十四番
二十番	伊丹重賢	七十六番
二十一番	五條爲榮	七十九番
二十二番	岩村定高	國司順正
二十三番	金井之恭	
二十四番	野村素介	
二十五番	伊丹重賢	
二十六番	伊丹重賢	
二十七番	伊丹重賢	
二十八番	伊丹重賢	
二十九番	伊丹重賢	
三十番	伊丹重賢	
三十一番	伊丹重賢	
三十二番	伊丹重賢	
三十三番	伊丹重賢	
三十四番	伊丹重賢	
三十五番	伊丹重賢	
三十六番	伊丹重賢	
三十七番	伊丹重賢	
三十八番	伊丹重賢	
三十九番	伊丹重賢	
四十番	伊丹重賢	
四十一番	伊丹重賢	
四十二番	伊丹重賢	
四十三番	伊丹重賢	
四十四番	伊丹重賢	
四十五番	伊丹重賢	
四十六番	伊丹重賢	
四十七番	伊丹重賢	
四十八番	伊丹重賢	
四十九番	伊丹重賢	
五十番	伊丹重賢	
五十一番	伊丹重賢	
五十二番	伊丹重賢	
五十三番	伊丹重賢	
五十四番	伊丹重賢	
五十五番	伊丹重賢	
五十六番	伊丹重賢	
五十七番	伊丹重賢	
五十八番	伊丹重賢	
五十九番	伊丹重賢	
六十番	伊丹重賢	
六十一番	伊丹重賢	
六十二番	伊丹重賢	
六十三番	伊丹重賢	
六十四番	伊丹重賢	
六十五番	伊丹重賢	
六十六番	伊丹重賢	
六十七番	伊丹重賢	
六十八番	伊丹重賢	
六十九番	伊丹重賢	
七十番	伊丹重賢	
七十一番	伊丹重賢	
七十二番	伊丹重賢	
七十三番	伊丹重賢	
七十四番	伊丹重賢	
七十五番	伊丹重賢	
七十六番	伊丹重賢	
七十七番	伊丹重賢	

### 午前第十時五分開場

議長 本日ハ副議長所勞ニ付本官代理ス偕此按ニ付テハ豫テ報道ニ及ヒシ通り大體可否會議假規則第一條「會議ノ初メニ當リ先ツ審査委員ヲ設置ス」ト云フコトヲ實際ニ施行セントス然ルニ其審査委員ヲ設置スルノ方法ハ規則中明文アラサレトモ本院開設以來始メテノコトナレハ假ニ是迄ノ委員ト同一ノモノト見做スニモセヨ其委員ヲ選フハ投票ニスルカ議長之ヲ指定スルカ或ハ人員ハ幾名トスルカ又議按モ三件アリ皆別々ニ審査スルカ或ハ合併シテ審査スルカ否力ノ處ニ至テハ當席ヨリ之ヲ取極メテ宣告スル譯ニハ參ラサレハ衆議ニ問テ多數ニ決セントス因テ各議官ノ意見ヲ問フ

六十一番 棚本正隆 此按ニ付テハ特命アリテ通常議事ノ手續ニ依ラズ大體ニ付可否ヲ決スヘシトノコトナレハ其主旨ヲ奉セサルヲ得ス因テ先キニ議長ノ委托ヲ受ケ十六番二十三番四十一番等ト共ニ此假規則ヲ作り議長ニ報告セシ如ク先ツ開會ノ初メニ於テ宜シク三議案ノ審査委員ヲ選定スヘシ且三議案按ナレハ各別ニ委員ヲ選定スルハ相當ナレトモ同時ニ投票ヲ以テ選定セハ一名ニシテ三案ノ委員ニ當選ス

ル者多カルヘシ因テ止ム無ク三按ヲ一物ト見做シ投票ヲ以テ十四名ヲ選定シ之ヲ二分シテ商法ト裁判所構成法トヲ七名ニ託シ他ノ七名ニ民法ヲ託スルコトトセハ便ナランカ併シ議場ニ於テ之レカ分擔ヲ定ムルハ手數ヲ要スルカ故ニ其分擔ヲ定ムルハ議長ノ指定ニ任カセテ可ナラン因テ本官ヨリ特別ニ之ヲ建議ス此コトハ十六番四十一番等ノ五名協議セシコトナレハ本官一人ノ意見ニ非ラス先ツ之ヲ決セラレンコトヲ希望ス

七十六番弘之 六十一番ハ先達テ議長ヨリ委託アリシ五名ニ代リ

會議ノ初メニ當テ審査委員ヲ選定ゼンコトヲ陳述セリ其審査委員ナル者ハトレ丈ヶ審査スル義ナルヤ民法商法裁判所構成法ノ三案ハ重大ナル法律ニシテ容易ニ審査ヲ爲シ得ルモノニ非サルヘシ本官モ前ニ下付セラレタル民法商法ノ委員トナリテ内閣委員ノ説明ヲモ聞キシニ審ニ文章ノ六ヶ數ノミナラス其事柄ニ至テハ一層了解ニ苦ムモノ有ルナリサテ此按ニ付テハ政府ヨリ至急ヲ要スルカ故ニ尋常ノ規則ニ依ラスシテ議定スヘシトノ特達アリ右ニ付議案ニ對シ假規則ヲ設クル爲メ議長ヨリ五名ノ議官ニ委託アリシニ其假規則ニ審査委員ヲ置クコトトセシカ此案ハ審査ト云フコトハ逆モ爲シ得ヘキニアラス獨リ本官ノミナラス乙部ノ議官大數ハ皆然リトセリ五名ノ議官ハ其審査ノ仕方ハ如何ニスル考ナルヤ考アラハ之ヲ聞カソシ考ナクシニハ審査ハ有名無實ナレハ寧ロ一讀會ヲ開テ速カニ決スルニ如カス用ニモ立タヌ調ヘヲ爲シテ時日ヲ移シ其實審査ニモナラサルトキハ政府ニ對シ言ヒ謂ケモ無ク又何ノ用ヲモ爲ササルナリ本官ハ審査ト云フ名ヲ付クルコトハ僅カノ時間ニテハ能ハサルヘシト思フ五名ノ委託者ハトレ丈ヶナレハ審査ト云フモ可ナラントノ考ヘモアルナラ

ソ諸フ其時ノ評議ヲ聞カシ

出席 三十八番 蜂須賀茂詔

六十四番石井忠亮 只今六十一番ヨリ審査委員選定ノコトニ關シ建議アリシニ七十六番ハ五名ノ議官ニ向テ質問ヲ發セリ是レ恐クハ無用ナラン此假規則ハ已ニ各部多數ノ同意ヲ得今日ハ此假規則ニ依テ議事ヲ開キタルニアラスヤ然ルヲ若シ前ニ遡リテ質問スルコトヲ許サハ其議論ニテ日ヲ終ラン本官モ此議案ニ對シテハ七十六番ト同感ナレトモ今日ニ於テ前日ノコトヲ問フハ無用ナリ

十六番三浦安 本官ノ答ヘントスルニ際シ六十四番ノ陳述アリ此假規則ニ付テハ議長ヨリ各部ニ向テ之レカ可否ヲ問ヒ多數ノ同意ヲ得テ之ヲ確定セリ若シ確定セサル以前ニ言フナラハ不可ナルナキモ今此場ニ當テ之ヲ質問ナトスルハ無用ナリ審査委員ヲ置クニ不同意ナラハ起立セスシテ可ナリ審査ハ其選ニ當リタル委員ノ意見ニ在リ何ソ審査ヲ爲スヘカラサルノ理アランヤ已ニ此假規則ハ多數ノ同意ヲ得テ定マリタル上ハ審査云々ニ對シテ答フルハ無用ナリ六十一番ノ議長ヨリ五名ノ議官ニ委託云々ノ陳述ハ議場ニ持出スヘキモノニハアラサリシナリ投票ヲ以テ審査委員十四名ヲ選定シ其議案ニ對シ分配方ハ議長ニ任カスト云フコトハ六十一番ニ同意ナリ備此建議成立セハ十四名ノ多キ投票セサルヘカラス今日ノ議長ハ議官ナレハ投票シテ可ナルハ勿論ノコトナリトス正副議長ハ投票ニ加ハラサルモノナルカ故念ノ爲メ一言ス

六十六番森山茂 本官モ七十六番ノ問ハ無用ト信ス其理由ハ隣席ヨリ述ヘタルヲ以テ別ニ述ヘス然ルニ今十六番ハ審査委員ヲ置クヲ欲セサレハ起立セサルモ可ナリト云ヘリ此言タル語病アルヲ免カレハ

何トナレハ已ニ多數ノ同意ヲ得テ定メタル規則ナレハ第一條ノ審査委員ハ必置カサルヘカラサルモノナレハナリ審査ノ仕方ハ其選ニ當リタル者ノ意見ニ在リ敢テ他ヨリ彼此スルヲ要セサルナリ

七十三番渡邊 六一番ノ建議ハ本官モ同意ナリ如何ニモ大部ノ法律ナレハ審査委員ヲ設クルハ必要ナリ三案中民法ノ如キニ至テハ特ニ困難ノコト多カラン二年モ三年モカカリ篤ト調査ヲ爲シ度モ左様ノ譯ニモ參ラサレハ假規則ニ依リ十四名ノ審査委員ヲ置クヲ可トス因テ建議ヲ賛成ス

四十一番井田 種々ノ論アルモ審査委員ヲ置クコトハ假規則ニ於テハ其委員ハ民法ト商法

テ

已ニ定マリ居レリ唯之ヲ置クノ手續ニ至テハ其委員ハ民法ト商法裁判所構成法トヲ二ツニ分テ審査スルカ合併シテ審査スルカ又人員ハ幾名ニテ可ナルカ其之ヲ選ムニハ投票ヲ以テスルカ議長之ヲ指定スルカト云フニ外ナラス是レ六一番ヨリ建議アリシ所以ナリ審査委員ヲ置クコトハ假規則ニテ定マレリ何ソ是事ニ付可否決ヲ取ルヲ要セン

六十四番石井

忠亮

本官モ左様ニ思フナリ審査委員ヲ置クト置カサルハ已ニ定マリ居レハ間ヲ須ヒサルナリ但シ六一番ノ建議中ニ投票ト云フコトアリシカ此法案ハ輕々ニ看過スヘキニアラサレハ議長ヨリ其道ニ明ルキ議官ヲ特選シテ其任ニ當ツルヲ可トス公選ヲ可トスルノ論モアルヘケレトモ投票ハ公平ニ似テ却テ公平ヲ缺クコト無シトセス此三案ハ大部ニテ日數モ限リアレハ之ヲ三分シテ各別ニ委員ヲ置カハ其審査モ拂取ルヘシ本官ハ審査委員ハ議長席ニ於テ特選セラレントヲ欲ス

四十九番吉直 本日ノ會議ハ種々ノ論ヲ爲スヲ須ヒス此三案ハ總

理大臣ヨリ奉勅ノ時達アリ又議長ヨリ丁寧ニ各部ニ諮詢シテ假規則ヲ定メラレ本日ハ審査委員ヲ選定スルノ會議ナリ委員ノ數十四名ヲ選ムナラハ宜シク之ヲ選ムヘシ法案ヲ委員ニ分配スルカ如キハ議長之ヲ決シテ可ナラン然ルニ斯ル大部ノ法律ニシテ殊ニ歐文ヲ反譯セシモノナレハ彼國ノ法律ト我國ノ慣習ヲ審査スルニハ二年ヤ三年ニテモ覺束ナキニ政府ハ何故ニ斯ク早急ヲ要シ通常議事ノ手續ニモ依ラス大體ノミニテ決セヨト云フヤ更ニ了解スルヲ得サルナリ然レトモ議長ハ假規則ヲ定メ本官等ハ本日委員選定會ヲ開クモノトシテ出席セシナレハ他事ヲ論スルハ無用ニ屬セリ

七十六番弘之 議長

議長 七十六番ニ注意ス今各官モ發議アル通り假規則ハ已ニ定リテアレハ審査委員ヲ置クコトハ動カスヘキニアラス此事ニ付テ論スルナラハ無用ナリ他ノコトナラハ發言スヘシ

七十六番弘之 過日議長ヨリ各部ニ廻ハサレシ假規則ハ議場ニ於

テ正式ニ依リ多數決ニテ定マリシモノニ非サレハ眞ノ議事規則トハ思ハレス故ニ先刻ノ議論ヲ發シタルナリ十六番ニ五名ノ議官ニ委託ノコトハ議長限リノコトニシテ表向キ議場ニ持出スヘキモノニアラスト云フ是レハ夫レニテ宜シキモ此ノ假規則ハ議場ニ於テ議定セモノト同一ノ効力ヲ有スルカ若シ其効力ヲ有スルナラハ別段會議ヲ要セス始終此ノ方法ニヨリ各部ニ廻ハス方至極便利ナリナレトモ起立ニ問フテ多數ニ決シタルモノニ非サレハ恐クハ正式ニ依リ議定セシモノト同一ノ効力ヲ有スルモノニ非サラン是迄此ノ如キコトアリヤ本官ハ未タ知ラス外ニ質問スヘキ人モ無ケレハ之ヲ議長ニ質ス議長 兩法アリ議場ニ於テ多數ニ決スルハ通常ノコトナリ其手續

ヲ履マス同意多數ヲ以テ決スルコトモアリ即チ今回奉勅ノ達アルニモ拘ラス當然ノ議事規則ニ依ルヲ求メタルトキノ如キモ各部多數ノ同意ヲ以テ決シタルハ此間ノコトナリ此假規則杯モ議場ニ於テ決定セハ十分ナルヘキモ會議ハ一讀二讀三讀會ヲ開クノ例ニシテ此假規則ノ如キハ常例ニ依ルト云フ極マリモ無キカ故ニ各部ニ於テ可否ヲ決スルモ妨ケナカラン各部ニ於テ多數ノ同意ヲ得レハ議場ニ於テスルモ同シ効力アリ何トナレハ此間ノ同意多數ヲ得テ定タルコトハ何所ノ席ニ於テスルモ異ナルコト無ケレハナリ止タ手續ノ違ヒアルノミ

三十五番林友幸 本官ノ承ル所ニテハ二様ニ分ソトハ裁判所構成法トカ民法トカ商法トカラ分ツ爲メニシテ今日ノ處テハ初メヨリ審査スルコトハ極リテ居ルト思フ十四人ト極マリシヤ

議長 今一應之ヲ陳述アリタシ

三十五番林友幸 審査委員ヲ置クヘキコトハ已ニ定マリテアレトモ今此ノ三法案ヲ二ツニ分ケテ審査スルハ六十一番ノ建議ナリ因テハ其委員ハ十四人ヲ選フニ極リタルカ

議長 能ク分カリタリ此ノ三大法案ニ對シテハ十四名ノ審査委員ヲ投票ニテ選定シ其分配ヲ上席ニ委スト云コトナリ

七十三番渡邊清 審査委員ヲ投票スルコトニ付テ考フル所アリ此法案ハ甚タ大切ノモノニシテ之ヲ審査セントスルニハ本官杯ハ分カラヌコト多クシテ可否ヲ論スルニ苦ムナリ然ルニ本院ヨリ法律取調トシテ司法省ニ出張セル議官アリ即チ此案ヲ編成セル人ナレハ之ヲ審査委員ニ加ヘントヲ欲ス此事ニ關セサル者ニテハ充分ノ審査モ覺ニテ選定セハ可ナラン

議長 七十三番ニ告ク本席ニ於テモ希望ハ同然ナリ併シ法律取調委員ハ他ノ事務アリ彼ノ方ガ事務ナレハ本席ニ於テハ果シテ行ハルルヤ否ヤハ斷言スル能ハス若シ投票ニナリテ法律取調委員ノ人多ク當選セハ免モ角モ之ヲ請求スヘキナリ

四十一番井田謙 七十三番ノ意見ヲ聞キ本官ハ議長ノ注意ヲ促サントス司法省ニ出勤シ居ル議官ハ此選定ニハ加ヘサルヲ可トス或議官ノ如キハ意見書ヲ提出シテサヘ議席ニ臨ムコト能ハサル程ナレハ此等ノ人ヲ選ムハ初ヨリ無用ニ屬ス只今議長ハ取調委員ハ若シ當選セハ請求スヘント云ハルモ到底行ハルコトニアラサルヲ信ス七十三番ノ論モ尤ナレトモ出來サル相談ナレハ先ツ九名ト云ハスシテ十四名トスルヲ可トス内閣委員モ數名アリ皆質問ノ任ニ當ル人ナリ内閣委員ニテ不足ノコトアラハ法律取調委員長ヲモ出席ヲ求メテ可ナラン

議長 七十三番ニ對シ先刻本席ヨリ答ヘシニ少シ足ラサル所アリ説明ノ爲メニ人ヲ要スルナラハ今四十一番ノ言モアリ又質問アラハ説明委員差出スヘキ旨法律取調委員長ヨリ副議長ヘ特別ノ照會アリタリ注意マテニ一應之ヲ述ヘ置ク

七十七番津田眞道 本日ハ三案ノ會議ナルモ並ノ會議トハ趣ヲ異ニシ委員ヲ選定スルニ在リ是ハ元老院始リテ以來例ノ無キ特別會議ナリ即チ總理大臣ヨリ奉勅ヲ以テ達シ大意ノ可否ヲ決セヨト云フ一二三讀會ヲ經テ議定スルコト能ハサレハ我元老院ノ權ハ此總理大臣ノ達ニテ幾分ヲ剥奪セラレタリ然レトモ勅諭ナレハ之ヲ遵奉スルヨリ外ナシ七十六番ノ考モ一應尤ナルモ結局無用ニ屬ス全體此ノ三案ノ如キハ日本開闢以來始テノ法律タリ先日發布ニナリシ憲法ニ對シテ

ハ最モ堅要ナル關係ヲ有シ我日本三千九百萬人ノ同胞ニ關スル至重至大ノ法律ナレハ我元老院ニ於テハ詳カニ議スヘキモノナルニ  
四十一番<sup>讓</sup>井田 七十七番<sup>讓</sup>ノ言論無用ナリ只今ハ假規則第一條ノ委員選定會ナリ其事ニ付テノ論ナラハ可ナルモ他事ニ及ホスハ無用ナリ

議長 本席ヨリモ注意ス審査委員選定會ノコトハ最初ヨリ明言シテアレハ七十七番モ知ル所ナラン他岐ニ涉ラヌ様ニスヘシ

七十七番<sup>眞道</sup> 津田 委員選定會ノコトモ承知セリ今述ヘタルハ序言ナリ借本官ハ此假規則ハ多數ノ同意ヲ得テ出來タルモ實ハ無用ノモノナリトス何トナレハ此三案ニ對シテハ十分ニ討議スルコトモ能ハレハ委員ヲ選定スルモ其説ノ無ケレハナリ又七十三番ハ分ラスト云フモ本官ハ左様ニ六個數モノトハ思ハス普通ノ人間ナラハ分ルヘキ旨ナリ本官ハ只審議ヲ盡ス能ハサル位ノ議案ナレハ審査委員ヲ置クモ無用ニ屬スト考フルノミ併シ各官ニ於テ無用ニアラス有用ナリトシテ選定スルナラハ別ニ異存ナシ

七十一番<sup>兼三</sup> 橋口 本官ハ假規則ヲ落手セシトキ審査委員トハ如何ナル者ソヤ何ニセヨ議官中ヨリ之ヲ選ヒ精密ニ調査スルコトナラント思ヘリ然ルニ七十三番ハ此法律ノ審査ハ司法省ニ出勤シ居ル議官ヲ以テ之ニ充ント云ヘリ本官モ同感ナリシカ議長席ヨリ請求シテモ行ハルルヤ否ハ知レスト云フ此ノ法律ノ至大至重ナルヘ申ス迄モ無ク民法ノ如キハ幾年カカリタルヤ法律ニ明カナル人々其編纂ノ任ニ當リテ許多ノ年月ヲ經ボアソナードノ如キ有名ノ外國人マテ其中ニ入リテ肺肝ヲ碎キタリ然ルニ當議場ニ於テハ大體ノ可否ヲ決シサヘスレハヨシトハ實ニ元老院ノ命脉モ旦夕ニ迫マレルカ故ナラン併シ苟

モ假規則ヲ立テタル上ハドヨ迄モ審査セサルヲ得ス本官モ七十三番ノ如ク一寸見レハ分ル様ナレトモ實際ニ這入テ見レハ更ニ分カラス大切ナル人民ノ身上ニ關スル法律ヲ僅カ五月マテニ審査ヲ了セントスルカ迫モ出來サルヘシ此法律ノ大體ニ於テモ本官ハ安ンズル能ハス因テ司法省ニ出張セル議官ヲ以テ其任ニ當ラシメソコトモアルヘシ司法員十四名ハ入數多ケレハ又議論多クシテ困難ノコトモアルヘシ司法省ニ出張セル議官ハ永ク此案ノ調査ヲ爲シ法律ニ明ルキ人々ナレハ此議官ヲ委員トシテ足ラン尤モ此ノ議官ハ目下民法人事編ノ取調ニ寢食ヲ忘レテ勉強スト云フコトナレハ充分ノ審査ヘ出來サルヘキモ此案ノ大體ハ可ナリ彼案ノ大體ハ不可ナリト其理由ヲ明白ニスル位ノ間隙ハアルヘシ審査委員ハ尤モ大切ナリ願クハ是非ニ司法省ニ出張セル議官ヲ速カニ請求アランコトヲ因テ之ヲ建議ス  
四十一番<sup>井田</sup> 議長ハ七十一番ノ建議ニヨリ法律取調委員ヲ請求スルコトヲ議場ニ問ハントスルカ  
議長 素ヨリ一種ノ建議ナル故順序ヲ追テ問ハントス併シ六十一番ノ建議ヲ先キニシテ多數ニ決スレハ七十一番ノ建議ハ議場ニ問ハス又六十四番ハ委員ハ議長ヨリ特選スヘシト云ヘリ是モ建議ナレハ議場ニ問ハントス  
四十一番<sup>井田</sup> 議長 然レハ七十一番ノ建議モ半問題ナリ併シ其意見ハ到底貰クコトヲ得サラン何トナレハ當院ヨリ出テシ法律取調委員ハ此三案ヲ調ヘテ政府ヘ出セセルナレハ假令此人々ヲシテ審査セシムルモ豈ニ他ノ意見アランヤ此ノ通ニテ可ナリト云フヨリ外ナキナリ法律取調委員ノ内心ハ兎モアレ苟モ此法案ヲ一旦可決シテ政府ニ出セル上ハ表向キハ同意ナリ故ニ此等ノ人ヲ加ヘスシテ我々ノ新ラシキ

空氣ヲ以テ審査スルヲ可トス七十一番ノ精神ハ可ナルモ若シ之ヲ貫ケハ却テ反對ノ結果トナルヘシ六十一番ノ建議行ハレンコトヲ欲スルカ爲メニ一言スルナリ

六十四番石井忠亮 六十一番ノ建議ヲ議場ニ問ハルルナラハ本官ノ意見モ無用ナラン然レトモ上席ヨリ本官ノ意見ハ建議ナルカ否トノ言モアリ若シ六十一番ノ建議成立セスンハ議長之ヲ選定スヘシト云フコトヲ改メテ議建セン

七十六番加藤弘之 建議ノ決ヲ取ラル前ニ一言セん本官ハ議長ヨリ配付アリシ假規則ハ議場ノ確定ニ非ストシテ質問セシニ議長ハ議場ニ於テ確定セシモノト同一ノ力ヲ有スト言ヒ且其例モアリト云ヘハ敢テ論スルニ非サレトモ議場外ノコトハ議場ニ於テ決定スルモノトハ異ナリ又多數ト言ハルモ乙部ナトハ

四十一番井田謙 無用七十六番ハ假規則ニ付テ論辯スルモ本日ハ假規則ヲ議スル宣告ハアラサルナリ七十六番ハ愚痴ヲ吐クニ過キス議長ヨリ斷然發言ヲ停止アリテ可ナラン

七十六番加藤弘之 四十一番ハ假規則ニ付テ無用ト呼フモ總テ議事ノ規則ニ不都合アルトキハ議案外ニ規則ヲ論スルコト多々アリ獨リ今日ノミニ非サルナリ議論ノ顛末ヲ聞カシテ半途ヨリ無用ト呼フハ不都合ニアラスヤ本官ノ考ハ各部ニテ取極メタルモ其多數ハ全員ノ可決ニアラス

四十一番井田益々 無用ナリ七十六番ハ議事ノ規則ニ付テ論スルハ無用ナラスト言フモ各部中ノコトハ表立テ論スヘキモノニ非ラス若シ六十一番ノ特別建議ニ對シ意見ノ異ナル陳述ナラハ假令時間ヲ費スモ厭ハサレトモ此假規則ニ付テ彼レ比レ論辯スルハ議場ヲ妨ク

ルモノナリ故ニ本官ハ無用ナリトス

六十六番茂森山 本官モ無用トス此假規則ハ三月四日副議長ヨリノ達ニ「各部ノ同意多數ニヨリ別紙ノ通定ム」トアリ然レハ假規則トアルモ本規則ナリ若シ是レハ假規則ニテ本規則ニアラストナラハ其未タ定マラサル前ニ於テ論スヘキモノナリ今日ニ至テハ此規則ニ反スルヲ得ス此假規則ニ依リ一讀會ノ例ヲ用ヒシシテ委員ヲ選ムハ變通ノ方法ナリ若シ第一條ノ審査委員ヲ置クニ及ハス第二條ニ依ルヲ可ストナラハ別段建議シテ可ナリ今日ハ立派ナル正式ノ規則ニ依テ議事ヲ開キタルニアラサレハ速ニ委員ヲ選定スルノ方法ヲ議決アランコトヲ望ム

### 退席 七十一番 橋口兼三

四番伊丹重賢 本官ハ當會ハ無言ノ議事ナラント思ヒシニ種々ノ論辯

タタリ本官ハ初メヨリ六十一番ニ同意ス若シ多數ヲ得ハ四十四名ノ審査委員ヲ選ムナラン因テ心得ノ爲メニ問フ本院ヨリ司法省ニ出張セル法律取調委員タル議官アリ審査委員ノ投票中ヘ此ノ面々モ加ヘテ差支ナキヤ若シ差支ナキトキハ之ヲ加ヘハ便益多カルヘシ尤モ番外モ出席説明モアルヘキモ其上ニ右ノ取調委員ヲ加ヘハ更ニ可ナラン

退席 一番 福原實  
十二番 岩村定高  
十一番 伊東祐麿(手塚謙出席ノ記事ヲ缺く)

議長 四番ニ答ヘン法律取調委員ヲ投票ニ加ヘテ可ナルヤ否ヤハ先刻七十三番ニ對シ説ヘタル通りナリ之ヲ除クコトヲ多數決ヲ以テ極メサル限リハ之ヲ投票スルモ差支ナシトスルヨリ外ナン果シテ臨

席スルヲ得ルヤ否ヤハ確答スル能ハサルモ請求ヲ爲スノ考ナリ

四番 伊丹 重質 委細承知セリ

七十六番 加藤 中途ニシテ發言ヲ止メラレタルモ猶一言セン部内ノ決議モ議場ノ決議ト同一ノ効力ヲ有スルモノトスルトキハ今日ハ可ナルモ他日不都合ヲ生ゼン故ニ矢張議場ノ決議ト同シク幾人ノ多數幾人ノ小數ト云フコトヲ明カニシ可否ノ數ヲ調フルヲ希望ス先刻

ハ其事ヲ建議セントセシニ止メラレタリ本官陳述ノ主義ハ方ニ此ニ在ルナリ又六十六番ハ初メニ言ヘハヨント論スルモ本官ハ假規則ナル故議場ニ於テ取極メタル力ヲ有スルモノニ非スト思考セリ然ルニ議長ハ其例モアリト言ハルルカラハ今後ハ通常ノ手續ヲ爲シテ可ナラン

議長 建議ノ主旨ハ了解セリ先ツ審査委員設置ニ係ル六十一番建議ノ決フ取ラン

退席 六十四番 石井忠亮

四十三番 大迫貞清

七十三番 渡邊 司法省ニ出張セル議官ハ前ニハ五名ト聞キシニ四

名ナリト云フ之ヲ投票ニ入レテモ可ナルヤ

議長 法律取調委員ハ五名アリ

七十三番 渡邊 三番ハ旅行ナリト云フ

議長 然リ本席ハ出張ノ員數ノミヲ述ヘタリ併シ旅行ナレハ歸ルナラン

六十六番 森山 七十三番ハ司法省法律取調委員ヲ投票シテ可ナル

カト云フモ本官ハ是ハ別ニシテ置クヘキモノニシテ投票スヘキモノニアラストス故ニ議長ヨリ此事ヲ述ヘラレテ可ナラン

議長 其儀ハ本席ニ於テハ之ヲ衆議ニ問フヨリ外ナキナリ然レトモ司法省ニ出張セル議官ヲ選フト否トハ各官ノ意想ニ在リ若シ當選セハ請求ヲ爲スヘキモ臨席ハ竟東ナカラン

議長 最早論議モ盡キタリト認ム決ヲ取ラントス六十一番ノ投票ヲ以テ十四名ノ審査委員ヲ選ミ其三議案ノ分擔ハ議長ノ指定ニ任カスト云フ建議ニ同意ノ議官ハ起立セヨ

起立者 三十七人

議長 多數ニヨリ可ト決ス是ヨリ投票ノ手續ヲ爲スニヨリ各議官ハ別席ニ於テ休憩セヨ番外ハ退席シテ可ナリ 議長 改メテ一言ス別席ニ於テ休憩セヨト述ヘシモ當選者ハ別ニ通知ス可ケレハ投票ヲ畢リタル者ハ退場スルモ妨ケ無シ

午後零時三十分閉場

閉場ノ後當選人名ヲ各議官ニ通知ス即チ其得票數及ヒ人名左ノ如シ

三十五點 四十一番 井田 讓

三十四點 二十三番 細川潤次郎

三十四點 六十一番 楠本正隆

三十一點 十三番 岡内重俊

三十一點 十六番 三浦 安

三十點 五十五番 小畑美稻

二十九點 二十八番 大島圭介

二十九點 七十六番 加藤弘之

二十五點 二十九番 渡邊 賴

二十四點 四十九番 締貫吉直

二十三番 四番 伊丹重賢  
 二十三番 六十六番 森山 茂  
 二十點 三十九番 津田 出  
 十九點 七十三番 渡邊 清  
 以上ノ人名中四十一番、六十一番、五十五番、二十八番、七十六番、二十九番、四十九番ノ七名ハ民法ヲ分擔シ他ノ七名ハ商法並裁判所構成法ヲ分擔セリ

## 第六百十四號議案民法

明治二十二年七月二十九日 大體可否會

議長 大木喬任

## 出席議官

二番	黒田 清綱	三番	尾崎 三良
四番	津田 出	五番	久我通久
六番	津田 正直	七番	楠本 正隆
八番	楫取 素彦	十番	安藤 則命
十一番	津田 真道	十二番	由利 公正
十三番	横村 正直	十四番	坂本 政均
十五番	建野 郷三	十六番	村田 保
十七番	加藤 弘之	十八番	國司 順正
十九番	金井 之恭	二十番	四條 隆平
二十二番	田邊 太一	二十三番	宮本 小一

午前九時五十分開場  
 議長 本日ハ第六百十四號議案ノ會議ヲ開ク此案ハ各官モ承知セラルル通リ先般急速決定ヲ要スルニ因リ通常議事ノ手續ニ依ラス大

番外一番 司法大臣秘書官 票塚省吾  
 番外二番 大審院評定官 寺島 直  
 内閣委員

二番	神田 孝平	二十八番 何 禮之
三番	平岡 通義	三十番 五條爲榮
四番	岩村 定高	三十三番 蜂須賀茂韶
五番	清岡 公張	三十五番 長谷部辰連
六番	渡邊 清	三十八番 林 友幸
七番	森山 茂	四十一番 伊丹重賢
八番	中島 永元	四十四番 原田 一道
九番	長岡 譲美	四十八番 大迫貞清
十番	千家尊福	五十一番 長松 幹
十一番	前田 献吉	五十五番 小畑 美稻
十二番	田邊 良顯	五十七番 西 周
十三番	壬生 基修	六十一番 上杉 茂憲
十四番	石井 忠亮	六十四番 本田 親雄
十五番	岡内 重後	六十六番 伊集院兼寛
十六番	海江田 信義	六十九番 山口 尚芳
十七番	渡邊 躍	七十八番 宮戸 瑞
十八番	神山 郡廉	八十番 中村 正直

體ニ付可否議定スヘキ旨勅令アリソラ以テ大體可否會議假規則ニ依  
リテ討議ス可シ而シテ本案ノ朗讀ハ固ヨリ大部ナルヲ以テ通牒文ノ  
ミニ止メン

書記官 西山  
眞平

朗讀

民法 第二部ヲ除ク  
人事編獲得編

右其院議定ニ付ス

明治二十二年一月二十四日

内閣總理大臣伯爵 黒田清隆

元老院副議長伯爵 柳原前光殿

番 番栗塚  
外 省吾  
此ノ民法草案ヲ編成セシハ去ル明治八年ニシテ爾來  
今日ニ至ル迄種々ノ變革ヲ來セシハ各官ノ熟知セラル所ナリ而シ

テ今回當院へ下付セラレシハ本年一月ニシテ其後内閣委員ノ我々ト  
當院ノ各審査委員ト互ニ相談シ審査委員ノ意見ニ隨ヒ再ヒ内閣ニ提

出シテ正誤セシカ其正誤ノ箇條ハ一々陳述セサルモ既ニ各官ノ手許  
ナル議案ヲ校正セラレシヲ以テ明瞭ナリトス而シテ前陳ノ如ク各審  
査委員ノ盡力ニテ正誤セラレシ故多少其宜シキヲ得タリト信スルナ  
リ冀クハ滿場各官ノ賛成ヲ以テ議定セラレントヲ

三十番五條 本案ハ餘程重要ノ事柄ニシテ急速之カ決議ヲ爲スハ  
不可ナラン且又人事編等ニモ頗ル關係多ケレトモ未タ其編成ノ期ヲ  
見ル能ハサルノミナラス此案ノ發布ハ時節尙ホ早シト考フルヲ以テ  
廢案說ヲ提出スルナリ

六番三浦 本案ニ就テハ審査委員ヨリ辯明アル可ケレハ其說ヲ聞  
カント欲シテ控ヘ居シリニ唯今三十番ヨリ廢案說ヲ提出セラレシモ

出席 七十一番 細川潤次郎

其說タル甚タ單簡ニシテ未タ其廢案ノ理由ヲ詳カニスルヲ得サルナ  
リ而シテ本案中ニ正誤ヲ加ヘシ廉ハ本院ノ審査委員ニ於テ之ヲ爲セ  
シニハ非ス内閣委員ヨリ内閣ニ提出シテ更ニ手直シセシモノニテ其  
内賓ハ幾分カ部會ニ於テ陳述アリシモ個々内輪ノコトナレハ此ノ會  
場ニ於テ更ニ審査委員ヨリ承ハラント希望シ居ルナリ  
七番正隆 本案ニ就テハ議長ヨリ勅令ニ基キ大體ニ付テ其可否ヲ  
議スヘシトノ宣告モアリテ此案ニ付テ質問等アルモ其問答ノ際ニ於  
テ餘程ノ面倒ヲ來スニ至ラン唯今或議官ノ述ヘラレシ如ク本案中ノ  
正誤セシ廉ハ本官等不肖ナカラ其任ニ當リ幾分カノ修正ヲ施セリ付  
テハ直接ハ兎モ角間接ニ手ヲ入レテ内閣ニ提出セシ箇所々々ハ各官  
ノ清聽ヲ煩ハササルヲ得セレトモは多條ニ涉リ逆モ一二時間ニテ  
述ヘ盡ス能ハサルナリ併シナカラ此程本官カ同僚ノ勸メニ隨ヒ控席  
ニ於テ其大意ヲ述ヘシ際幸ヒ本院筆記者ノ手ニ成リシ筆記ヲ存セシ  
故甚タ不始末ナル演説ナレトモ先其大要ヲ各官ノ貴聽ニ入レンカ爲  
メ該筆記ヲ朗讀シテ本案ノ説明ニ代ヘ長ク當院ノ會議筆記ニ止メン  
ト欲スルナリ

(中 略)

是ハ大ニ各官ノ退屈ヲ釀セシカ先唯今朗讀セシ所ノ趣意ヲ以テ其修  
正ス可キハ之ヲ修正シテ親裁ノ一助ニ供セリ然ルニ只恨ムラクハ本  
案ハ急速ノ決議ヲ要シ日子ニ制限アリシヲ以テ審査委員ニ於テモ未  
タ此修正ヲ以テ完全無缺ノモノト爲スヨ得サルナリ實ハ尙ホ此上ニ  
モ完全ナル修正ヲ望メトモ先是レナラハ朝令暮改ノ憂ヲ來スコトモ  
無カルヘシト信スルナリ

六番三浦 安 唯今審査委員中七番ヨリノ説明ヲ得テ各審査委員カ大ニ本案ノ修正ニ盡力セラレ内閣ニ於テモ其意見ヲ採用セラレ本案ニ修正ヲ加ヘラレタル上再ヒ下付ニ至リタルハ本官等力深ク審査委員ニ向テ謝セサルヲ得サルナリ本官等モ民法ハ惡シキカト云フニ決シテ然ラス早晚之ヲ編纂セサルヲ得サルモノニシテ既ニ明治八年ニ著手セラレ爾來今日ニ至リタルモノナレハ全ク之ヲ廢棄シテ行フ可カラストスル能ハス而シテ明治八年以來今日ニ至ル迄百事多端ノ時節ニ際シテ十五年間ノ星霜ヲ積メリト雖モ我邦二千五百年以來ノ慣習ヲ西洋各國ノ法律ニ比較シ彼はレ取捨衷スルニ於テハ五年十年ヲ經過シタリトテ猶ホ早シト思ハルナリ然ルニ近來頻リニ此民法ノ草案ヲ急カルルニ至レリ即チ本院ヨリモ此民法編纂委員ニ選マレテ出席シ居ラル者アルヲ以テ之ニ就テ其模様ヲ聞キシニ此編纂ハナカ々々切迫ノ事ニシテ之ヲ議スルニモ課程ヲ定メ日々十數條宛ヲ決スル次第ナレハ如何ニ聰明ナルモノト雖モ時間ヲ以テ要セラレテハ箇ハ銘々ノ心ニ問フモ必ス完全ナルモノトハ思ハレサルナリト云ヘリ從テ今回元老院ニ此案ヲ下付セラシニ就テモ其法律大體ニ付可否議定スヘシトノ特命ヲ下サレタリ即チ此特命ニ依リテ審査委員ヲ設ケテ今日ノ議席ノ開クルニ及ヘリ而シテ今日此議席ノ開クルニ至リテハ固ヨリ特命ニ依リテ逐條之ヲ議シテ一々修正ヲ施ス能ハサルニモ足ラサル日子ナリ之ヲ一讀スルニ足ラサル日限内ニ於テ之カ審査委員ニ當リタル者ハ實ニ困難ノ至リト謂フ可シ即チ本官ノ如キモ

目下民事訴訟法ノ審査委員ニ當リテ之ト同様ノ境界ニ居ル者ナレトモ今ヤ此案ニ臨テ容易ニ之ヲ可否スル能ハサルナリ何トナレハ之ヲ可否スル思想ヲ生スル程ニ本案ヲ見ルノ遺ナケレハナリ然ラハ之力大體ニ付テ云フトキハ前ニモ陳述スル如ク固ヨリ此民法ナルモノハ無カラネハナラスモノナリ恰モ食事ハ必ス爲ササルヲ得サレトモ其レヲ食シテ果シテ滋養ト爲ルヤ否ヤヲ見ルノ暇アラサルナリ去レハ總體此民法ハ善シト云フモ其箇條中ニ於テ亦善惡アルヲ以テ今日此案ニ對シテ可否ヲ云フハ誠ニ進退谷マレルコトニシテ無言ノ外ナケレトモ議場ノ例トシテ左様ニハ致シ雖キナリ而シテ何故此ノ決議ヲ急カルルニヤ明治八年以來起草者ニ於テ人々相變リ民法ハ民法訴訟法ハ訴訟法ト別々ニナリ幾十人ニテ修正ヲ加ヘシモ其修正ノ完全ナル結果ヲ得タリト云フコトハ聞カサルナリ法律取調局ニ於テモ一日幾條ヲ限リテ之ガ取調ヲ爲スヲ以テ充分行届クトハ云ハレサル趣ナルニ況シヤ元老院議官ノ日子ヲ限ラルニ於テハ猶更不充分ナルハ言ヲ俟タサルオヤ三十番ヨリシカ尙ホ早シト云フニモ程ノアル事ニテ充分ニ之ヲ審査スルノ餘裕ヲ與ヘラレ精密ナル調査ヲ遂ケタランニハ強シ時期ノ早キニモ非サルヘシ然ルニ今日時間ノ切迫ヨリシテ充分ナル調査ヲ爲ス能ハサルナリ而シテ内閣ニ於テハ之ヲ取急カルニモ拘ハラス本院ニ於テ之ヲ調査シ内閣委員ト協議ノ上其意見ヲ提出セシニ内閣ニテハ頗ル修正ヲ加ヘラレタリ又起草者ニ於テモ僅カノ日數間ニ多數ノ條ニ就テ或ハ削リ或ハ修正セリ實ニ無上ノ大典ニシテ今猶ホ其修正ヲ加ヘラルコトスノ如クナルヲ見レハ内閣ニ於テモ未タ之ヲ以テ充分ナリトハ信セラレサルナラン然シテ充分之カ審査ヲ盡サスシテ決定スルハ先ツ宜イ

加減ニシテ之ヲ表スルモノト謂ハサルヲ得ス斯程ノ大典ニシテ宜イ加減ニ發表スルトハ實ニ懼ルヘキ事ニアラスヤ何トナレハ裁判構成法トカ訴訟法トカ一方ニ倚リタルモノハ免モ角モ獨リ民法ニ至リテハ國ノ基本ト爲ル可キモノナレハナリ而シテ訴訟法ノ如キモ固ヨリ民法ト離ルモノニハ非サレトモ其民法ヲ引用セシハ僅カニ二三箇條ニ過キサルヲ以テ訴訟法ハ訴訟法ニテ行ハルモ差支ナキナリ又裁判所構成法ノ如キモ猶ニ聞く樞密院ニ於テ再ヒ修正セラル模様ニテ今ニ發表スルニ至ラスト然ラヘ此民法ノ如キハ人事編、獲得編ノ第二部ハ未タ其編纂ヲ終ラサレトモ民法中ニ於テ此二編ハ最モ大切ニシテ未タ此大切ナル二編ノ下付アラサル今日ニ於テ他ノ諸編ヲ議定スルノ要ナカル可シ彼ノ内閣ヨリノ通牒文ニハ元老院ニ於テ修正ノ意見アル者ハ何月何日限リ法律取調委員會へ申出ヘシトアレトモ決シテ何月何日迄ニ議定セヨトハ無キナリ去レハ人事、獲得ノ二編ヲ下付セラレタル上ニテ併セテ本案ヲ議定スルモ何ノ差支カアラソ依テ本案ヲ廢スヘントハ斷言セサレトモ此議定ヲ今日ニ爲スハ誠ニ早マリ過キテ無用ナリト思フヲ以テ先ツ此ノ暑中休暇ヲ過ぎリテ餘ノ二編ヲ下付セラル迄此議定ヲ延引シ其間ニ此案ヲ研究シテ以テ後ノ下付案ト對照シ若シ差支アル箇所ハ猶ホ修正ヲ施サハ却テ好結果ヲ得ヘン其位ノ餘裕ヲ與ヘラルルナラハ充分ト云ハレサルモ庶ハクハ以テ遺憾ナキヨ得ン若シモ此案ヲ今日ニ議定スル以上ハ他日内閣ヨリ人事、獲得ノ二編ヲ本院ニ下付セラレテ議スルニ當リ之ヲ修正セントスルモ既ニ議定セシ本案ニ衝突シ或ハ趁取ナル修正トナルノ憂アラン蓋シ政府ニ於テ此案ヲ發布セラルニハ必ス人事、獲得ノ二編モ一緒ニ發セラル事ト信ス旁々以テ前陳ノ意見ヲ内閣ニ

申出テテ可ナラン因テ先ツ此建議ヲ提出シ各官ノ賛成ヲ望ムナリ倍又人事編ハ何故左様ニムツカシキカト云フニ本官等カ内輪ニテ聞キタル風説ニ依レハ人事編中重要ナル彼ノ分割相續ノ如キハ佛蘭西法丸呑ミナレトモ斯クテハ從來我邦ノ風俗習慣ニ戾ルモノナレハ法律取調局ニテ全ク該草稿ヲ翻案スルト云フカ如キ内情ナリ而シテ今日大體ノ議論ニ於テハ長子相續ト云フ傾キアレトモ此民法ハ總體佛蘭西法律ヨリ來リシモノナレハ未タ混雜最中ノ由ナリ人事編ニシテ斯ル場合ニ際會シ居ル今日ニ當リテ此財產編其他ヲ先キニ議定スルニ及ハサル可シ之ヲ延引スルモ本法ヲ發布セラルニ於テ聊カ差支ナカラシニ又是ハ此議場ニ於テ言フ可キニハ非サレトモ明年ノ紀元節迄ニハ條約改正ノ運ヒニ至ルヲ以テ是非トモ其レ迄ニ必要ナリトノ風説アレトモ本官ハ之ヲ信セス何トナレハ果シテ此風説ノ如クナランメハ是等ノ事ハ内々本院ニ通牒アル可キ筈ナレハナリ箇ハ必要ノ言ニハ非サルモ此建議ニ因テ附言ス

三十番<sup>五條</sup>爲榮先刻廢案說ヲ提出セシカ全ク此民法ハ惡シト云フニハ非サレトモ大切ナル法典ニシテ殊ニ明年ハ衆議院モ開クルヲ以テ同院ノ議ニ付シテ可ナラン是ヲ以テ唯今六番ヨリ云ハル通リ人事編、獲得編モ出來シ充分完全セシ上ナラハ早シト云フニハ非ストノ意ナリ前説ヲ取消シ六番ヲ賛成ス

八十番中村正直各官ノ陳述ニ依リテ略々本案ノ性質ヲ知ルヲ得タリ去リナカラ之ヲ直ニ實行スルト否トハ暫ク措キ必ス之ヲ實行セサルモ得サルモノナラハ先ツ之ヲ捲ヘ置キテ而シテ後々宜シキモノト認メタル上ニテ發布シテ可ナラン彼ノ人事編ノ如キモ法律取調委員ニ於テ心肝ヲ碎キテ追々ニ修正ヲ加ヘラレ從來我カ日本ノ習慣ニ微

シテ不都合ナキニ至ル趣ナレハ誠ニ喜フヘキ事ナリ去リナカラ愈々此民法ヲ行ハントスルニハ國ノ成り立チニモ關係スルモノナレハ猶ホ人事編、確得編モ悉ク出來上リ完全シタル上ニテ實行スヘキモノナラン然ルニ民法中ニテ重キ人事編ノ定マラサル前ニ財產編ノ物權、人權等ヲ議決スル必要モナキ故六番ニ賛成ス

十一番(津田) 本官ハ義キニ民法ヲ本院ノ議ニ付セラレタル際不同意ヲ唱ヘシカ其後該案ハ一旦内閣ニ引上ラレ今般改メテ本案ヲ下付セラレタリ諸君ノ述ヘラレシ通り今日ハ外國交際を開ケシ故民法モ制定セサルヲ得サルナリ去リナカラ此民法ヲ制定スルヤ成ル可ク時俗ノ慣習ヲ基本ト爲シ歐米各國ノ法律ニシテ我邦ノ慣習ニ背カサル限リハ之ニ依リテ可ナルモ苟モ我カ慣習ニ戾ル處ハ之ヲ採用スヘカラサルヤ多言ヲ俟タサルナリ抑々我カ國人ハ他國ノ事ヲ取リテ之ヲ習フニ敏ニシテ當初ハ外國人ヲ見テ夷狄ト爲シ悉ク之ヲ驅除スヘキモノトセシカ其後斯クテハ不可ナリ何事モ外國人ト同様ニスヘシトテ上下靡然トシテ彼ヲ模擬スル傾キトナレリ是レ昔シ日本ハ三韓ヲ經テ支那百般ノ文物制度ヲ取リテ之ニ模倣シ或ハ佛法ノ如キモ彼レヨリシテ我邦ニ渡リ大ニ之ヲ信仰セシモ從來我邦ノ文學ニテ佛法ノ高尙ナル眞理カ容易ニ分ル可キ筈ハナケレトモ支那ノ翻譯ニ依テ之ヲ會得セリ今ヤ西洋各國ノ法律制度ニ倣フモ亦之ト一轍ニ出シモノナリ我ノ短ヲ捨テ彼ノ長ヲ取ルハ兵法ノ原則ナレトモ獨リ兵法ノミナラス社會ノ事物モ亦追々進歩スルニ從ヒ然ラサルヲ得ス其進歩セサル者ハ進歩セシ者ヲ取ラサルヲ得サレトモ如何ニ進歩セシモノヲ取レハトテ其國々ニ於テ必ス古來ヨリ遺傳ノ慣習アルヲ以テ全ク我カ遺傳ノ慣習ヲ棄テ他國ニ法ルコト能ハサルナリ何トナレハ我身體

ハ日本人ナレハ我カ遺傳ノ慣習ヲ悉ク棄去テ他ヲ尊ハントセハ遂ニ我身體ヲモ棄テサルヲ得サレハナリ我カ日本人ハ總チ是非善惡ノ道理ヲ辨ヘ居レトモ此ノ民法ノ如キモ學問上ヨリシテ西洋各國ニ於テ最モ其宜キヲ得今日我カ日本人民ノ進歩ノ度ニ比シテ適シ居ルヤ否ヤヲ見ルハ甚タ緊要ナリ開ケ處ニ依レハ民法人事編ノ如キハ本ノ草案ハ歐洲ノ例ニ倣ヒシニ本邦ノ慣習ニ背馳スルヲ以テ法律取調委員ニ於テ改稿セラレシ趣ナレトモ是レ獨リ人事編ノミナラス財產編其他モ左様ニ致シタキナリ今ヤ本案決定ノ急速ヲ要スルハ條約改正ノ爲メナリトノ風説アレトモ是モ亦我カ國權ヲ毀損セサル様篤ト其得失ヲ考フヘキモノナレハ一朝一夕ニ經過スヘキニ非サルナリ去レハ此際廢案說ヲ唱フルモ行ハレサレトモ六番ノ人事、確得ノ二編ヲ下付アル迄本案ノ議定ヲ延引ス可シトハ相當ノ議論ナラン併シ是レニテモ未タ完全トハ思ハサレトモ先六番ニ賛成ス

六番(三浦) 本官カ先刻述ヘシ處ハ第一讀會ヨリ第三讀會ニ至ル普適ニ議事ナレハ此際ニ斯ク陳述スヘキニ非サレトモ本案ハ最前議長ヨリ宣告アリシ如ク此一回ニ限ルヲ以テ各位此ニ注意アランコトヲ望ム

議長 各官ノ注文アレトモ通例ノ會ナレハ建議ノ採否ヲ取決ス可キモ如何セシ本案ハ大體ニ付テ其可否ヲ議定ス可キモノナルヲ以テ建議アルモ決ラ取ラサルナリ

六番(三浦) 唯今議長ヨリ建議ノ決ヲ取ラストノ宣告アリシカ大體可否會議假規則ニ於テハ建議ヲ採用セストノ明文ハ無シト思ハル勿論此假規則ニテハ逐條ニ付テ修正スルコトヲ得サレトモ特別ノ建議ヲ採用スルハ不可ナカルヘシ依テ願クハ此建議ヲ一應衆議ニ問ハレ

シコトヲ衆議之ヲ採用ス可カラスト決セハ亦止ムヲ得サルナリ

二番<sup>黒田</sup> 清綱 廢案説ニハ同意セサレトモ本案ヲ今日ニ於テ決議セサ

ル可シトハ至極鄭重ナル說ナレハ此建議ノ決ヲ採リテ可ナリト思ハ

ルルナリ是非トモ本日ニ限リテ議決セサルヲ得サル譯モナカ

ル可シ若シ本案ニ就テ議論アラハ他日又之ヲ議スルモ差支ナカラ

議長 本席ノ考ヘヲ述ヘン此大體可否會議假規則ハ本席カ病氣引

籠リ中ニ定ムモノニテ詳細ノコトハ承知セサレトモ今此假規則ニ

依レハ「大體可否ノ會議ハ總テ讀會規則第一讀會ノ例ニ依ル」トア

ルヲ以テ第二讀會第三讀會ノ例ヲ用ヒサルモノナレハ建議ノ採否ニ

付テ決ヲ取ル可キモノニ非スト爲セトモ六番ハ之ヲ取決ス可キモノ

ト見解ヲ下サルヲ以テ間違ヒナキ爲メ建議ノ決ヲ取ル可キヤ否ヤ

ノ決ヲ取ラン

三十九番<sup>森山</sup> 唯今建議ノ採否ニ付テ決ヲ取ルヘキヤ否ヤノ議論

起リシカ大體可否會議假規則ハ單ニ大體可否ノ會議ハ總テ讀會規則

第一讀會ノ例ニ依リ第二讀會第三讀會ノ例ヲ用ヒストノ趣意ナルヲ

以テ特別ノ建議ハ之ヲ採用スルモ敢テ差支ナカルヘシ依テ本官ハ此

建議ノ決ヲ取ル可キヤ否ヤノ決ヲ取ラルルナラハ無論建議ノ決ヲ取

ルニ起立セシ

議長 六番ノ建議ハ人事編及ヒ獲得編カ出來シ全部完備セシ上ニ

テ此民法ヲ議定セントノ意ナレトモ此案ハ本年一月二十四日付内閣

總理大臣ヨリノ達ニ急速決定ヲ要ストアリシヲ以テ即チ議長ノ職掌

ニ依テ此議事ヲ開キシナリ然ルニ此達文ニ何月何日迄ニ議定セヨト

ノ日限ナキヲ以テ之カ議定ヲ延引スルモ差支ナシトノ說アレトモ是

ハ其時ニ依リテ日限ノ有ルコトモアリ或ハ無キコトモアルヲ例トス

而シテ急速決定ヲ要ストアレハ之ヲ急速議定セサルヲ得ス且又急速

決定ヲ要スルヨリシテ其日限モ無キモノト思ハルル故本日開議セシ

六番<sup>岡内</sup> 力建議ノ採否ヲ取決スヘキヤ否ヤノ決ヲ取ラルアラハ敢テ陳

譯ナルヲ以テ各官ニ注意スルナリ

六十五番<sup>重俊</sup> 六番ノ建議ニ付テ聊カ意見ヲ述ヘント欲スレトモ

六番<sup>岡内</sup> 力建議ノ採否ヲ取決スヘキヤ否ヤノ決ヲ取ラルアラハ敢テ陳

述セサルヘシ

議長 然リ六番カ建議ノ採否ヲ取決スヘキヤ否ヤヲ決スヘシ

三番<sup>尾崎</sup> 三良 本官ハ先刻來一應意見ヲ陳述セント思ヒシニ會議規則

ニ依テ彼是レ議論アリシヲ以テ差控ヘシカ六番ノ建議ヲ採決セラル

ル前ニ於テ之ヲ述フルノ必要アルヲ以テ此際ニ陳述セシ本官ハ數年

前ヨリ命ヲ受ケ法律取調ニ從事シ居リシカ此民法ナルモノハ既ニ本

官力命ヲ受ケシ以前ニ於テ出來シ居リシモノナレトモ本官力命ヲ受

ケテ以來之ヲ取調ヘ又法律取調委員會ニ於テ之ヲ議シ畢リタル際ニ

法律取調委員長ニ向テ本官ノ考ヘヲ述ヘ其理由ヲ筆記シテ本院ニ廻

ハセシカ今又其趣意ヲ簡單ニ述ヘニ一體今日ニ當リテ此民法ヲ成

典ト爲スヘキヤ否ヤト云フニ固ヨリ之ヲ成典ト爲ササルヲ得サレト

モ之ヲ成典ト爲サントスルニハ今少シク其編纂ノ時日ヲ與ヘサルヲ

得サルナリニ之ニ就テハ彼ノ相續編ノ如キハ其中ニ自カラ之ヲ取除ク

可キ箇條アリ其外ニモ即今日本ニ於テ要用ナラサルニ設ケ置ク箇條

モアル故是等ヲ取除シト欲スル積リニテ其中ニ於テモ本院ニ於テ僅

カノ日子中ニ審査委員カ取調ラレテ修正ヲ施セラ本官ノ熱心ニ憂慮

スル所ノ相續編ニ關係スルモノハ悉ク之ヲ除カレ然シテ又法律取調

委員ニ於テ之ヲ修正シ其不必要ナル箇條ヘ之ヲ削リ或ハ修正ヲ加ヘ

テ其宜シキヲ得タルモノアリ然ルニ其中ノ三四箇條ハ何分本官等ノ

意ニ稱ハサルモノアリテ是非トモ元老院ノ意見ノ如クス可シト主張セシモ内閣ニ於テ法律取調委員ノ意見ノ如ク決セリ而シテ此儘發布セラルニ至ランカ唯願ハクハ之ヲ發布セシ後ハ人民モ此法律ヲ充分研究シ之ヲ實行センコトヲ去リナカラ之ヲ發布セシ以上ハ之ヲ施行スルハ當局者ノ權内ニ在ルヲ以テ當院ニ於テ彼是レ言フヲ得サルナリ是ヲ以テ唯今六番ノ暫ク此議定ヲ延引スヘシトノ建議ハ最モ鄭重ナル考ヘニシテ即チ餘日ナキヨリ未タ之カ可否ヲ言ヒ難キヲ以テ少シク餘裕ヲ與ヘラレタシトハ實際當然ナル事ト思ハルレトモ其人事、獲得ノ二編ヲ下付セラルル迄ハ之カ議定ヲ延引セント云フニ至リテハ少シク見當違ヒナルヘシ何トナレハ本案ハ人事、獲得ノ二編ト別物トシテ決シテ差支ナシト考レハナリ此人事編ハ唯今法律取調局ニ於テ下拵ヘナルカ何須出來上ルヤ知レス位ノ事ニシテ先ツ此財產其他ノ三編ヲ發布スルモ人事編ノ如キハ其成曲ヲ我カ日本ニ拵ユルハ暫ク見合ス可シトノ異論モアリ今ヤ人事編ハ斯ル有様ナルニ此編ヲ下付セラルル迄本案ノ議定ヲ延引セントスルハ見當違ヒト謂フ可シ去レハ之ニハ關係ナク議セラレタン本官ハ何レカト云ハハ之ヲ可決シテ上奏センコトヲ望ム併シナカラ之ヲ實施スルハ二年乃至三年間モ延ハサンコトヲ欲スルナリ是ハ當院ヨリ是ハ議定ヲ延引セントスルハ見當違ヒト謂フ可シ去レハ之ニハ關係ナク議セラレタン本官ハ何レカト云ハハ之ヲ可決シテ上奏センコトヲ望ム併シナカラ之ヲ實施スルハ二年乃至三年間モ延ハサンコトヲ欲スルナリ是ハ當院ヨリ是ハ議定ヲ延引セントスルハ見當違ヒト謂

議長 多數ナルヲ以テ六番ノ建議ノ決ヲ取ルニ決ス就テハ六番ニ注意ス最初ニモ述ヘシ如ク此案ハ急速決定ヲ要スルニ因リ通常議事ノ手續ニ依ラス其法律大體ニ付可否決定スヘキ旨特命アリ然ルニ六番ハ人事編ヲ下付セラレサレハ議定シ難シトノ說ナレハ能ク其趣旨ノ各官ニ貫徹スル様ニ致サレタシ

三十一番(清岡公張) 六番ノ建議ニ付テハ追々其旨趣ヲ辯明セラレンニク人事編及ヒ獲得編ヲ下付セラレタル上ニテ本案ヲ議定セントノ意ナリ本官ハ此建議ノ大體ニハ同意ナレトモ其結果ニ至リテハ甚々無益ト爲ルヘシト思フヲ以テ起立セサリシ成程數月ノ餘裕ヲ與ヘラレ逐條之カ可否ヲ決シテ充分ニ議スルハ固ヨリ希望スル所ナレトモ如何セン今日ハ他ノ事情アリテ左様ニ爲シ難キナリ是モ政府ニ於テ好テ急クニハ非サル可ケレトモ止ムヲ得サル情實ニ因リテ之ヲ急カサルヲ得サルヨリ通常議事ノ手續ニ依ラス議定上奏スヘキ旨ヲ以テ本案ヲ下付セラルルニ至リシナラン然ルニ之ニ反對シテ急速議定スルニ及ハスト云ハハ又理屈モアランカ詰リ是ハ議論上ノコトニテ實際ニ付テ考フルトキハ決シテ左様ニ致シ難キモノナラン左レハ據ロナク不満足ナカラモ決議スルニ如カスト考フルナリ而シテ又人事編ノ調査モ未タ完備セシシテ先ツ此案ヲ議定スルハ不完全ナルニ似タレトモ本案ニ就テ云フトキハ人事編トハ關係ナキモノナラン若シ關係アリトセハ本案ニ修正ヲ加ヘテ其關係ノ廉ヲ削除セハ別段彼此ノ差響キナカルヘシ實ニ彼ノ人事編ハ我邦數百年來ノ慣習ニ依リテ編纂ス可キモノニテ歐洲ノ風俗ヲ直ニ移スコト能ハサル故ナカ々々容易ノ事業ニ非サレハ既ニ法律取調局ニ於テ之ヲ取調居ルモ何レノ時ニ之ヲ結了シ内閣ニ提出スルニ至ルヲ得ルヤ未タ凡ソノ期日スラ知ル

議長 先刻ヨリ述フル如ク六番ノ建議ヲ取決ス可キヤ否ヤノ決取ラン即チ此建議ノ決ヲ取ルニ同意ノ者ハ起立セヨ

起立者 四十六人

能ハサルモノナルニ其下付ニ及フ迄ハ本案ヲ議定セストナラハ此案  
ハ何レノ日ニ議定ス可キヤ殆ント之ヲ知ル能ハサルナリ内閣ニテハ  
急速ノ決定ヲ要スルニ斯ク迄目的ナキ延期ヲ爲シテ可ナランヤ實ニ  
行ハレ難キ説ニ非スヤ内閣ハ内閣、元老院ハ元老院ナリト云ハハ夫  
迄ナレトモ成ル可ク双方ノ折合ヲ付クルヲ要スルナリ本官杯モ此案  
ニ付テハ特命アリテ如何ニモ其時日ナキヲ憂フレトモ先ツ之ニ從フ  
テ議了セントノ意ナリ此邊ニハ各官モ充分ノ思慮アリテ可ナラン唯  
此案ヲ以テ人事編ニ大關係アリストルトキハ六番ノ建議ヲ賛成ス可  
キヤ否ヤニ掛念アルモ此案ハ人事編ニ關係ナキモノトシテ然ル可シ  
ト考フルナリ依テ其事ヲ一言ス

二番黒田　六番ノ建議及ヒ審査委員ノ陳述ニ本案ハ一向熟讀玩味  
スルノ違ナキヲ以テ何分其可否ヲ決シ難シト云ハレ本官モ是ハ尤モ  
ノコトト信スレトモ右ノ次第ナルヲ以テ之ヲ熟讀スルノ餘裕ヲ與ヘ  
ラレタシトハ人事編ヲ下付セラル迄ハ長ク之ヲ高閣ニ束不置クト  
云フノ意ナリヤ本官カ同意不同意ヲ決スルカ爲メ猶ホ六番ノ趣意ヲ  
問フ

六番三浦　本官ノ建議ニ付テ先刻議長ヨリモ其趣意ヲ明瞭ニセヨ  
トノ宣告アリ尙ホ唯今二番ノ質問モアリシカ是ハ前ニ陳述セシ通り  
本官ハ斷然人事編及ヒ獲得編ヲ下付セラル迄ハ本案ノ議定ヲ延引  
セシコトヲ欲スル意見ナリ然ル處法律取調委員ナル三番ヨリ人事編  
ハ何頃出來スルヤ知ル能ハス或ハ一概ニ云ハ到底其期限ナント云  
フカ如ク明言セラレタリ然ラハ本案ト未タ出來セサル人事編トハ如  
何ナル關係ヲ有スルモノナリヤ之ヲ意想ニ求ムルノ外ナキナリ本官  
ノ意想ニテハ本案ト人事、獲得ノ二編ト一點ノ關係ナシトハ明言シ

難シト思考ス因テ本官カ建議ノ如クニ決セサル以上ハ再ヒ建議シテ  
猶ホ之カ餘裕ヲ與ヘラレントヲ望メトモ斯クテハ二重ノ手數ナル  
ヲ以テ法律取調委員ノ言ニ從ヒ人事、獲得ノ二編ハ出來ノ期限ナキ  
モノトシテ一步ヲ譲リ即チ本案ヲ研究スル程ノ餘裕ヲ與ヘラレント  
ヲ望ムノ旨趣ニ改メ

六十九番尙芳　本官ハ六番ノ説ニ付テ一言セシ唯今六番ノ陳述セ  
ラレタル所ヲ聞クニ初メトハ違フテ研究ノ餘裕ヲ與ヘラレルヲ望ム  
ト云ヘルカ如シ本官ノ考ヘニテハ彼大體可否會議假規則ニ照ストキ  
ハ了解シ難キ説ナリ此假規則ニ依ルトキハ此民法ヲ制定シテ可ナリ  
ヤ否ヤヲ決定スルニ過キサルナリ去レハ今此民法ヲ逐條修正ヲ加フ  
ルコトヲ得ルナラハ研究ノ餘裕ヲ望ムモ可ナランカ單ニ之カ制定ノ  
可否ヲ決定スルノミニテハ假令其餘裕ヲ與ヘラレタリトテ爲ス可キ  
事無キヲ如何ゼン此案ニ對シテハ我々ハ各條項ニ就キ一點モ喙ヲ容  
ル能ハサルナリ然ルニ幸ニ審査委員ノ意見ヲ採用セラレテ本案ニ  
修正ヲ加ヘラレシモ法律取調委員ニ協議ヲ經内閣ヨリ正誤トシテ更  
ニ通達アリシナリ去レハ今此延期ヲ内閣ニ請求シタリトテ何ノ効能  
カアラン徒ニ其不必要ヲ覺ユルノミナリ尤モ此民法ノ得失ニ付テハ  
免モセ今日此大體可否會ニ於テハ如何ナル意見アルモ一個人ノ資  
格ヲ以テ申出ルノ外ハ此議場ニ陳述スルヲ得ス今此民法ヲ我カ日本  
ニ制定ス可キア制定ス可カラサルカト云フニ之ヲ制定スルニ就テハ  
各官モ異見ナカルヘシ本官モ此假規則ニ從フテ之ヲ制定セラルニ  
同意ス

退席

二十五番　神田孝平

二十八番　何　禮　之

六十五番岡内重俊 六番ノ説ハ老練ナルモ其理由ハ之ヲ熟讀玩味スルノ違ナキヲ以テ其研究ノ餘裕ヲ與ヘラレントヲ望ムノ意ナリ抑々此民法ハ去ル明治十九年六月ニ下付セラレ其後之ヲ内閣ニ引上ラレ再ヒ下付アリシモ又々之ヲ引上ラレ更ニ本年一月ニ下付セラレ爾來既ニ七ヶ月ヲ經過セリ此七ヶ月ノ違アル以上ハ充分熟讀シ得ラル可キカ如クナレトモ斯ク大部ナル故ナカ々々容易ニ之ヲ熟讀スル能ハサルヲ以テ之カ審査委員ヲ設ケ先ツ此七ヶ月間ニ各之ヲ熟讀シ其審査ヲアラレタリト思フナリ去レハ其熟讀ノ餘裕ナシト云フハ甚タ價値ナキ議論ナルヲ以テ此點ハ不贊成ナリ又人事編及ヒ獲得編ト關係アルヲ以テ併セテ之ヲ議定セントノ議論ナレトモ本官モ之ヲ一讀セシカ別段關係ナシト思フナリ是ヲ以テ六番モ何々ノ箇條カ關係スルト指定スル能ハス其指定スル能ハサルハ關係ノ箇條少キニ依ルナリ然ラハ之ヲ引離シテ議定スルモ敢テ差支ナカル可シ猶ホ此關係ノ有無ニ付テハ内閣委員ヨリモ説明アランコトヲ望ム且又唯今六十九番ノ述ヘラレタル此大體可否決ニ付テ六番ノ建議ハ必要ナリトノ論モ亦一理アリト思フ勞々以テ六番ノ建議ニハ不同意ナリ

番栗塚 唯今六十五番ノ陳述中本案ト人事編トノ關係ハ如何ナリヤ其考ヘヲ述ヘヨトノ促シアリシカ本員ノ考ヘニテハ六番ノ建議ハ最初本案ト人事編及ヒ獲得編ト多少ノ關係アル可キヲ以テ追テ此二編ヲ下付アリシ上ニテ本案ヲ議定スヘシトノ趣意ナリシカ其後三番ノ説ニ從フテ更ニ研究ノ餘裕ヲ與ヘラルヲ望ムト云フ旨趣ニ改メラレタリ然ルニ今其最初ノ趣意ナル關係ノ有無ニ就テ陳述スルハ六番ニ對シテ如何ト思ハル故之ニ付テノ説明ハ陳述セスシテ可ナラン

六十五番岡内重俊 熟讀ノ違ナカリシヲ以テ其餘裕ヲ與ヘラレントヲ望ムトキハ却テ七ヶ月以來勉強セサルニ起リシコトトナルヘキ理由ハ前ニ陳述セシカ六番カ其建議ノ趣意ヲ改メラレシハ滿場議官ニ於テ三分ノ二ハ席ヲ散セシ節ナレハ老練ナル六番ノ説ナルヲ以テ他ノ議官ニハ如何ナル感動ヲ抱カレ居ルヤ知ル可カラサルヲ以テ尙ホ其關係ノ有無ニ就テ番外ノ説明ヲ望ミシカ六番カ其建議ノ旨趣ヲ改ムル以上ハ無用ナリト云ハレシ故此上ハ敢テ其説明ヲ望マサレトモ本官カ其説明ヲ請求セシハ前陳ノ如キ次第ナリ

三十番五條 略爲榮本官ハ最前ニモ六番ノ建議ヲ贊成セシカ猶ホ其旨趣ヲ改マラレシ上ニモ之ヲ贊成ス

番栗塚 六十五番ハ六番カ建議ヲ改メシハ或ハ滿場各官ニ通セサルヘシト云ハレシカ最早六十五番及ヒ本員ノ陳述其他三十番ノ贊成セラレシ等ニ依テ明了ナル事實トナレリ猶ホ此上説明セヨトアラハ六番ノ建議ニ係ハラス本員一個ニテ其意見ヲ述ヘント欲スレトモ是モ的ナクシテ發砲スルニ異ナラサレハ敢テ述ヘサルナリ

八千番中村正直 本官モ此案ハ早急ニ議定セサルモ可ナリトノ念ハ脳裏ニ浸ミ居ルナリ固ヨリ此法文カ不可ナルニ非サルモ其末尾ノ如キモノヲ先キニ發布シ其序文ノ如キモノノ跡ニ遺ストキハ折角ノ修正モ首尾全キヲ得サルヲ以テ六番ヲ贊成ス

十三番檀村正直 本官モ先刻三番カ陳述セラレタル如ク彼ノ人事編ノ制定ハ止ムルヲ可トスルノ論ヲ抱クモノナレトモ今日ノ輿論モ亦其制定ヲ望マサルノ傾キアリ此人事編ト財產其他ノ三編トハ大關係ハシト思ハル何トナレハ其關係アル箇條ハ前キニ元老院ノ審査ニ於テ之ヲ取除キタレハナリ去レハ六番カ最初ノ建議ハ人事編ヲ下付セ

ラルル迄本案ノ議定ヲ延引セントノ意ナリシカ此人事編ノ整頓スルハ何レノ時ナルヤ殆ント目的ナキ話ナレハ此建議ハ體ノ好キ廢案說ト思ハル然ルニ是ハ強チ廢案說ニモ非サル故速ニ之ヲ研究ノ時間ヲ與ヘラレント望ムト云フ旨趣ニ改メラレタリ併シナカラ研究ノ

時間ト云フモ何レノ時迄ナルヤ分ラサレトモ本案ハ通常ノ議案ニ異ナリテ最初ヨリ急速決定ヲ要スルト云フハ分リ居リシコトナレハ此上又研究ノ時間ヲ望ムハ不可ナラン且元老院ニ於テ既ニ之カ修正ヲ

加ヘラレシモ最前其審査委員ヨリ縷々陳述アリシ如クナレハ今日ヨリシテ又更ニ審査ノ爲メ延引スルト云フハ理由ナキ請求ニシテ定メテ賛成ハ無カル可シト思ヒシニ前キニ三十番ノ賛成アリテ唯今又ハ八十番モ賛成セラレシカ本官ハ甚タ不不同意ナリ

六番三浦 安先刻議長ノ宣告ニ依リテ建議ノ旨趣ヲ改メシカ或議官ハ大體ノ可否ヲ決スルニハ每條熟讀セサルモ議決セラルヘシト云ハレタリ然ラハ唯民法ト云フ二字ヲ以テ議定スヘキヤ甚タ訝シキ論ナリ假令大體ノ可否ヲ決スルニモセヨ一旦之ヲ議スル上ハ元老院ニ於テ其責任ナシト云フヲ得サル故必ス逐條審査ノ上ニ非サレハ其可否ヲ定ムルコト能ハサルヘシ是ハ固ヨリ過言ナリト思ハルレハ茲ニ一言ス

議長 六番ノ建議モ論旨盡キタルヲ以テ採決セン六番ノ建議ニ同意ノ者ハ起立セヨ

起立者 七人

議長 少數ナルヲ以テ消滅ス本案ニ付テ他ニ意見ナキヲ以テ決ヲ採ラシ此案ニ同意ノ者ハ起立セヨ

起立者 三十九人